

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和6年6月21日付けの生活保護変更通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分が違法又は不当であると主張して、その取消しを求めている。

〇〇市役所では、月の福祉事務から出る生活費が162,000円ほどあったのが、〇〇市に転入してから、159,000円から147,000円まで少なくされた。差額の15,000円近くを出してほしい。

障害年金手当は、障害の病気に使用するお金であり、生活費の加算には入れるべきではない。私は潔癖症があり、月にウエットティッシュを約6,500円（1箱207円×31箱）、洗剤を約5,000円（1個420円×12個）買っている。障害年金はそれを買うのに別に出してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月14日	諮問
令和7年 7月23日	請求人から主張書面を収受
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 障害年金等

障害年金等は、国民年金法及び厚生年金保険法の規定により、

国民年金及び厚生年金の被保険者であって、受給に必要な資格を満たしたものに支給されるものであり、その目的として、国民年金法1条においては「日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること」とし、厚生年金保険法1条においては、「労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」としている。

すなわち、障害年金等は、障害等に伴う所得の減少等によって国民の経済生活が損なわれることの防止を目的の一つとして給付されるものであり、生活の維持のために活用されることが予定されているものと解するのが相当である。

イ 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2によれば、収入の認定は月額によることとされ、同・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

ウ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その金額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとされている。

また、局長通知第10-2-(8)によれば、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、一部の場合を除き、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされている。

(4) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人の年金改定後の収入を、障害年金 68,000 円、給付金 5,310 円及び企業年金 596 円の合計額である 73,906 円と認定し、令和 6 年 7 月分については、前月からの収入繰越金 1,920 円を加えた 75,826 円を収入認定額としていることが認められる。

障害年金等は、もとより生活の維持のために活用されることが予定されているものであり（1・(3)・ア）、また、年金はその実際の受給額を認定し（同・イ）、実際の受給額は、原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされており、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされていることからすれば（同・ウ）、本件処分に係る処分庁の認定は適正に行われたと認められる。

そうすると、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則って行われたものと認められ、その他に違算も認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、保護費が減額されていること及び障害年金等が収入認定されることへの不服を述べるが、本件処分が法令等の定めに則って行われたものであり、違算も認められないことは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

なお、請求人より提出された主張書面（令和 7 年 7 月 15 日付け）について、審査会として慎重に検討したが、これまでの判断を覆すものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己